

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成22年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 平成23年度三条市農林関係予算の要望について

## 報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 作付変更について

## その他

## 出席委員 33名

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員   | 2番 小林 六一 委員  |
| 3番 村井 善一郎 委員  | 4番 大桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐藤 満 委員    | 6番 金子 良助 委員  |
| 7番 鶴巻 純一 委員   | 8番 刈屋 一夫 委員  |
| 10番 坂井 和弘 委員  | 11番 藤田 吉則 委員 |
| 12番 大橋 正臣 委員  | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川勝 勳 委員   | 15番 金子 純一 委員 |
| 16番 大竹 一雄 委員  | 17番 野水 敏秋 委員 |
| 18番 高山 博 委員   | 19番 安達 宰 委員  |
| 20番 森山 昭 委員   | 21番 西 光明 委員  |
| 23番 大竹 正信 委員  | 24番 小師 勉 委員  |
| 25番 五十嵐 俊雄 委員 | 26番 鶴巻 俊樹 委員 |

27番	佐藤宗司	委員	28番	安達英作	委員
29番	村山佐喜雄	委員	30番	佐々木包茂	委員
31番	長谷川清一	委員	32番	横山敏夫	委員
33番	熊倉睦	委員	34番	神子島巖	委員
35番	佐藤裕雄	委員			

欠席委員 1名

22番 野崎文夫 委員

#### 職務のため出席した事務局職員

事務局 長	平岡勝司
事務局 次長	石崎 亮
農地係 副参事	竹石正弘
経営基盤係 副参事	麦倉政勝
農地係 主任	佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長(大桃会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在委員34名、欠員1名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。2番、小林委員、34番、神子島委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(大桃会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、3ページにありますように、新規設定が4件、2万8,440㎡、再設定が4件、3万3,436㎡、利用権移転が1件、2,167㎡、所有権移転が4件、1万1,121㎡、合計では13件、7万5,164㎡であります。

1ページ、議案中の52番は、下保内の農地1筆、657㎡をあっせんにより売買するものであります。売買価格は、10a当たり約130万円であります。

53番は、金子新田の農地2筆、3,062㎡をあっせんにより売買するものであり

ます。売買価格は、10a当たり約200万円であります。

54番は、福島新田の農地1筆、4,430㎡をあっせんにより売買するものであります。売買価格は、10a当たり約120万円であります。

55番は、若宮新田の農地1筆、2,972㎡をあっせんにより売買するものであります。売買価格は、10a当たり約100万円であります。

56番は、中島の農地4筆、1万795㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

57番は、中野原の農地3筆、406㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

58番は、金子新田ほかの農地8筆、1万5,225㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

59番は、尾崎ほかの農地4筆、2,014㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

2ページ、60番は、曲淵3丁目の農地5筆、3,899㎡を再設定により3年間利用権設定するものであります。

61番は、井栗ほかの農地41筆、2万6,531㎡を再設定により6年間利用権設定するものであります。

3ページ、62番は、西鱈田の農地1筆、985㎡を再設定により10年間利用権設定するものであります。

63番は、下保内の農地3筆、2,021㎡を再設定により10年間利用権設定するものであります。

64番は、中野原の農地3筆、2,167㎡を利用権移転するというものであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長は、西代理の隣に着席願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告をいたします。

第3調査部会では、9月27日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時50分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定4件、再設定4件、利用権移転1件、所有権移転4件、合計件数13件、面積にして7万5,164㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、5ページに記載してありますように、7件の申請で、合計3万3,550.02㎡となっております。

それでは、戻りまして4ページの31番から順にご説明申し上げます。

議案中の31番は、大宮新田地内の農地4筆、4,861㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約642万円であります。

32番は、棚鱗地内の農地1筆、807㎡を相手方の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万円であります。

33番は、中新地内の農地3筆、2,951㎡を譲受人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

34番と35番は、大島地内の農地各1筆、917㎡と628㎡を耕作の便を図るため、相互に交換するというものであります。

36番は、上大浦地内の農地5筆、3,662㎡を後継者に贈与するというものであります。

37番は、中島地内の農地14筆、1万9,724.02㎡を世帯内後継者に10年

間の特定使用貸借を設定したいというものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、交換によるもの2件、贈与によるもの1件、特定使用貸借によるもの1件で、合計件数7件、面積にして3万3,550.02㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、6ページに記載してありますように1件、132㎡であります。

議案中の13番は、嘉坪川2丁目地内の土地1筆、132㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅1棟に利用したいものであります。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万300円でございます。場所につきましては、第二中学校より北側へ行ったところで、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たして

おります。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして132㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、7ページに記載してありますように3件の申請で、合計727㎡であります。

議案中の10番は、下保内地内の農地2筆、432㎡を分家住宅1棟に利用したいものです。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

11番は、荻島地内の農地2筆、256㎡を事務所兼倉庫1棟に利用したいものです。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

12番は、荻堀地内の農地1筆、39㎡を不便解消するため通路に利用したいものです。場所につきましては、下田サービスセンター南側で、農地区分は第3種農地に該当

し、許可条項にも該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして727㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（平岡事務局長）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、10ページに記載してありますように10件の申請で、合計1万815.43㎡となっております。

それでは、戻りまして、8ページの64番から順にご説明申し上げますが、64番につきましては、先ほどの事業計画変更承認申請後の第5条許可申請ですので、略させていただきます。

9ページ、議案中の65番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、984㎡を売買によ

り取得し、5区画の宅地分譲地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万8,500円でございます。場所につきましては、マルイ本成寺店の東側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しております。

66番は、上須頃地内の農地2筆、1,021㎡を売買により取得し、不便解消すべく40台の従業員駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,200円でございます。場所につきましては、地場産センターの南側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

67番は、荻堀地内の農地1筆、263㎡を売買により取得し、既存宅地と一体利用し、工場増設敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3,000円でございます。場所につきましては、下田サービスセンター南側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

68番は、庭月地内の農地1筆、355㎡を売買により取得し、車庫1棟、物置1棟に利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約2,800円でございます。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

69番は、上須頃地内の農地1筆、391.43㎡を使用貸借により取得し、一時転用で工事現場事務所1棟及び工事作業用地に利用したいものです。なお、一時転用の期間は、平成22年10月20日から平成23年1月30日までであります。場所につきましては、須頃保育所の北側で、農地区分は農用地であります。

70番は、飯田地内の農地3筆、6,861㎡を賃借権設定により取得し、一時転用で砂利採取地に利用したいものです。なお、一時転用の期間は、平成22年11月1日から平成24年4月30日までであります。場所につきましては、ウエルネスただの西側で、農地区分は農用地であります。

10ページ、71番は、直江町2丁目地内の農地1筆、192㎡を売買により取得し、宅地と一体利用して住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,600円でございます。場所につきましては、国道8号線の西側で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

72番は、荻堀地内の農地1筆、471㎡を売買により取得し、宅地と一体利用して住宅1棟、車庫1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5,500円でございます。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

73番は、原地内の農地1筆、145㎡を使用貸借設定により取得し、分家住宅1棟、2台駐車場に利用したいものです。場所につきましては、集落内で、農地区分は第3種農地に該当し、許可条項にも該当しています。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。



議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして10件、面積にして1万815.43㎡で、66番、70番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。ありがとうございました。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『平成23年度三条市農林関係予算の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがとご提案を申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

異議なしと認めます。

それでは、議第6号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（平岡事務局長）

（別紙報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

次に、お諮りしたい案件があります。皆さんご承知のとおり、今月8日、桜井委員が亡くなりました。そこで、桜井委員が関係しておられました農政対策部会部会長代理、農業者年金加入推進部長、三条市下田地区農業ビジョン推進協議会委員、農業委員の担当区域割りの4件の後任委員について、私にご一任いただけるかどうかをお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議なしというご発言がございますので、私から指名をさせていただきます。

農政対策部会に、8番、刈屋一夫委員から加わっていただき、部会長代理には同じく刈屋一夫委員をお願いをいたしたいと思います。

次に、農業者年金加入推進部長には、33番、熊倉睦委員をお願いをいたしたい。よって、同副部長には31番、長谷川清一委員をお願いをいたしたいと思います。

次に、三条市下田地区農業ビジョン推進協議会委員には、10番、坂井和弘委員をお願いをいたしたいと思います。

また、農業委員の担当区域割りについては、本日配布の農業委員の担当区域一覧表のとおり変更いたしたいと思います。

ただいま申し上げました4件についてお諮りをしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、今後後任の委員におかれましてはよろしくお祈りを申し上げます。

暫時休憩いたします。

（午前10時10分から午前10時12分まで休憩）

議長（大桃会長）

会議を再開いたします。

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

来月は、第1調査部会の担当で、10月25日、厚生福祉会館第1集会室で開催いたします。なお、時間については追って通知をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は10月29日金曜日午前9時30分から予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時14分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 2 番 ）

---

議事録署名委員（ 3 4 番 ）

---